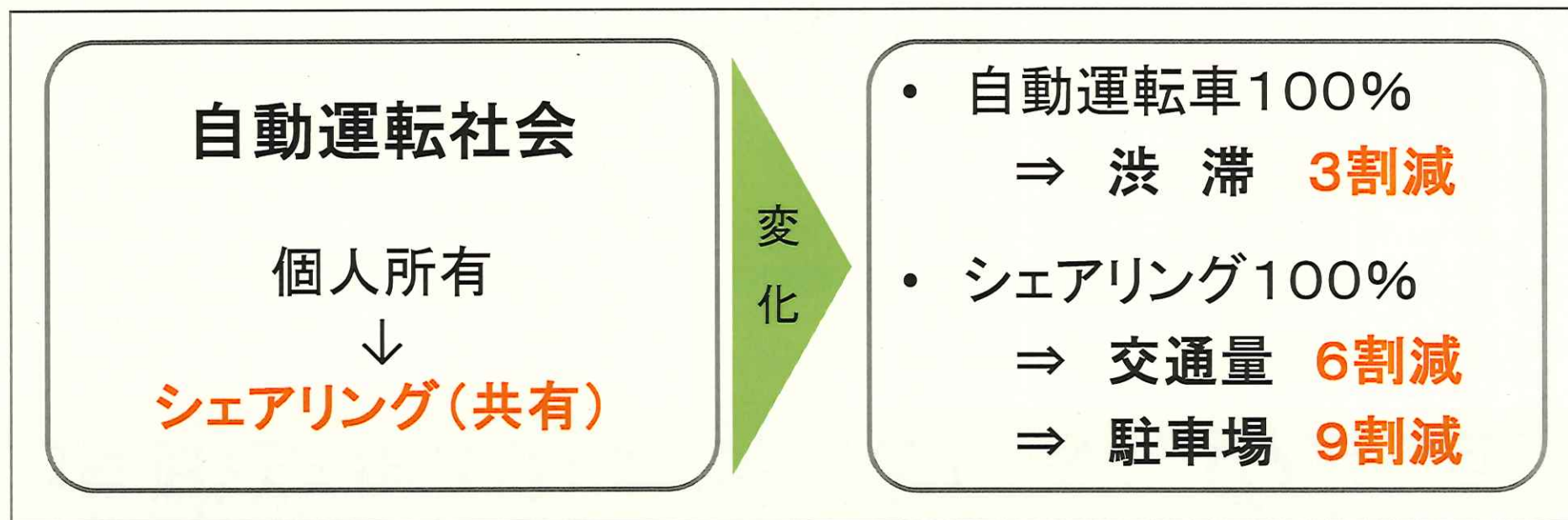


# 道路空間の「未来」と「緑花の創造」

令和3年12月

三重県 県土整備部長 水野宏治

# 道路空間の未来



アメリカ

Blueprint For Autonomous Urbanism  
自動運転時代の都市づくりの青写真

NACTO: 全米都市交通担当者協会

資料2

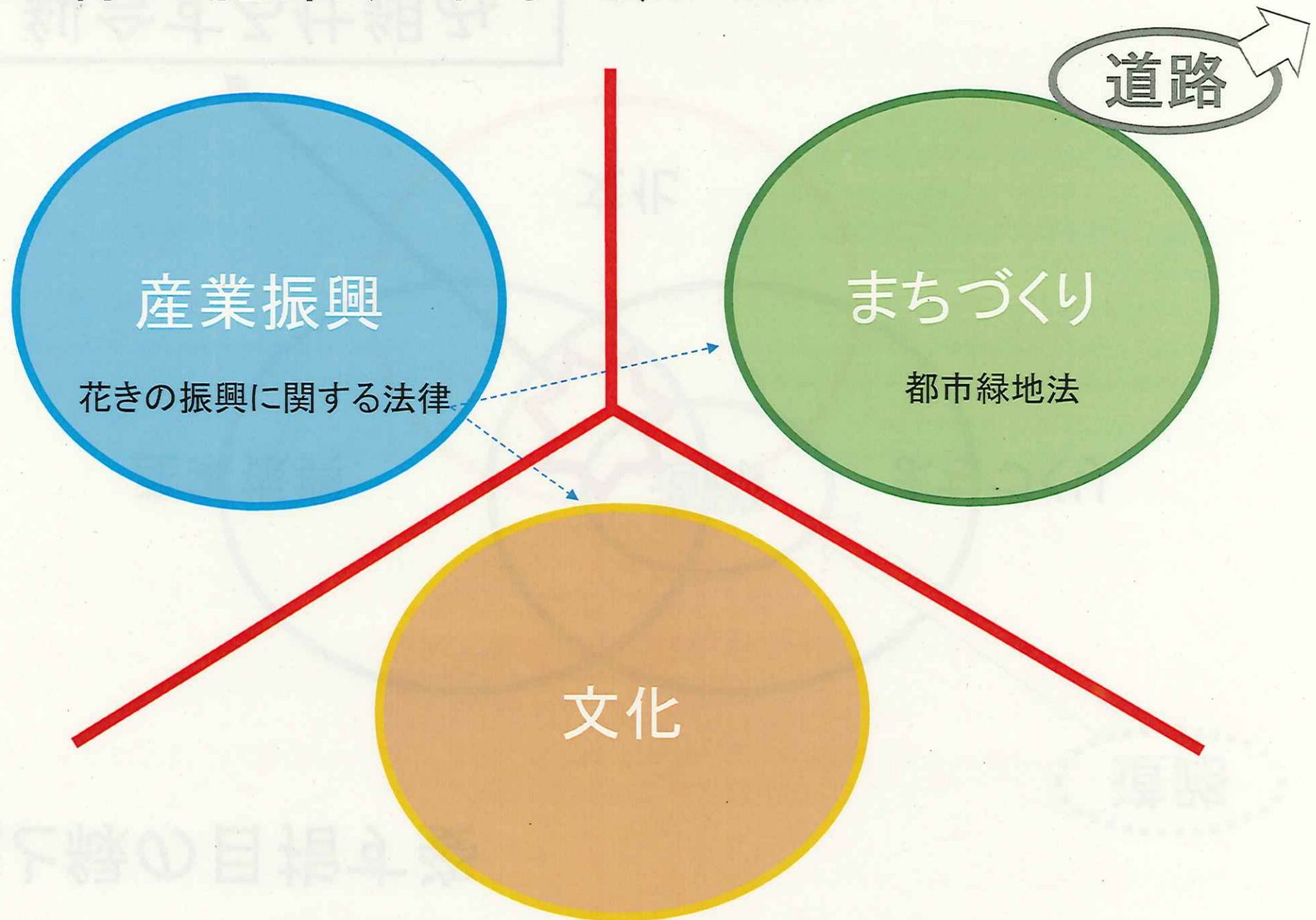
日本

2040年、道路の景色が変わる  
～人々の幸せにつながる道路～

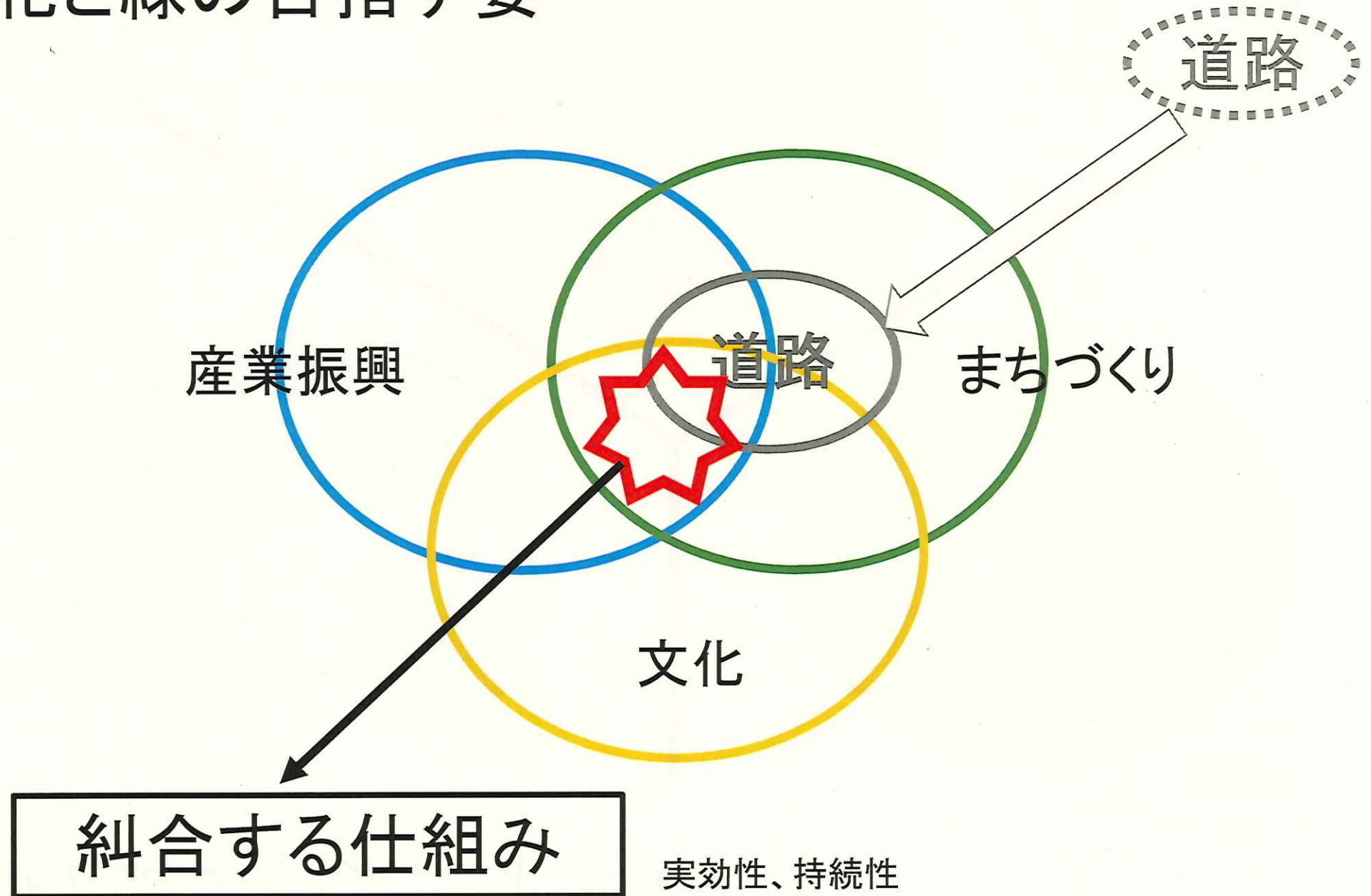
国土交通省(道路局)

資料3

# 花と緑の施策(これまで)



# 花と緑の目指す姿



# 他県の例

## 花と緑の元気とやま創造プラン

花と緑と人が輝く元気とやまの創造

富山県

富山県 農林水産部森林政策課

資料4

## ひょうご花緑創造プラン

花緑の『育み』、『恵み』による『ゆたかな暮らし』の実現

平成28年6月

兵庫県

兵庫県 県土整備部まちづくり局都市政策課

資料5

# 道路関連 推進法

## 無電柱化の推進に関する法律(抄)

第七条 国土交通大臣は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化の推進に関する計画(以下「無電柱化推進計画」という。)を定めなければならない。

2 無電柱化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 無電柱化の推進に関する基本的な方針

二 無電柱化推進計画の期間

三 無電柱化の推進に関する目標

四 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

## 自転車活用推進法(抄)

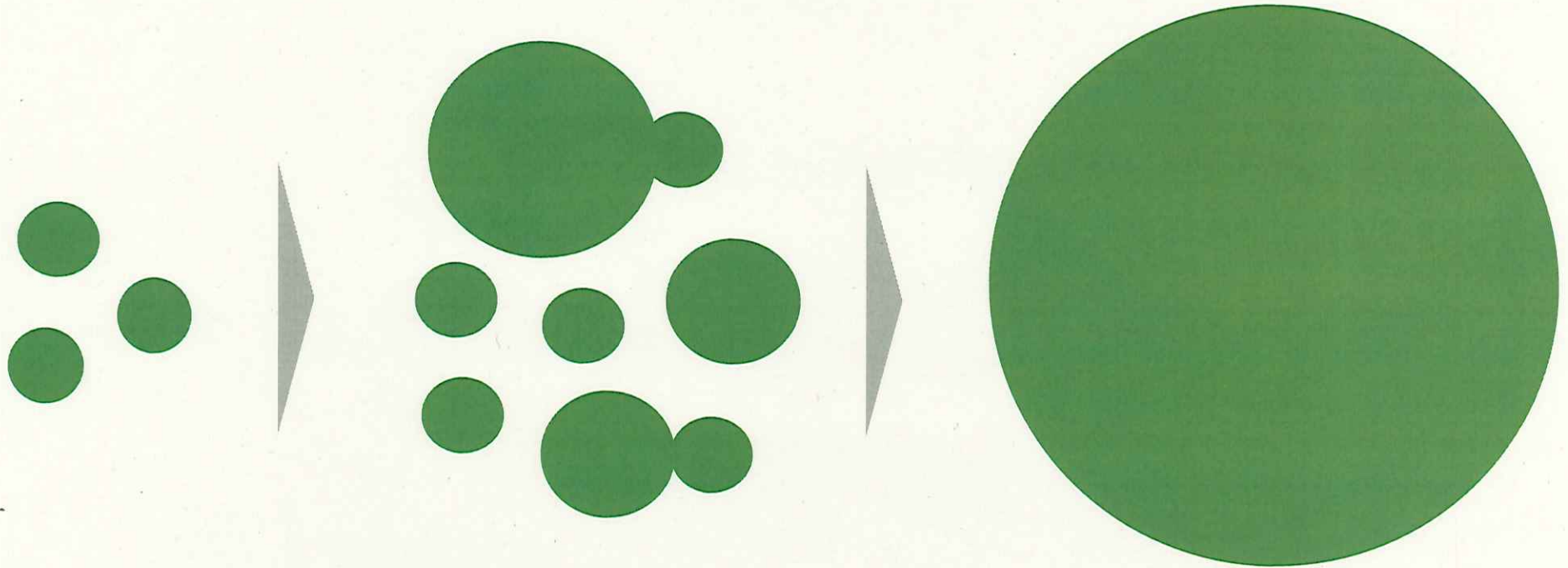
第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画(以下「自転車活用推進計画」という。)を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

# 今後のイメージ



競争・連携・外部刺激

目標  
◎イベント △指標

信念・情熱